

取扱注意

党

書

基 発 第 153 号

建設省計建発第19号

昭和44年3月20日

労働省労働基準局長

建設省計画局長

建設業法の一部を改正する法律(案)について

第61回通常国会に提案される建設業法の一部を改正する法律(案)(以下「法」という。)に関し、労働省と建設省とは、下記のとおり了解する。

記

1. 法施行にあたっては、次の事項について所要の措置をとるものとする。

(1) 建設大臣又は都道府県知事は、法第24条の6(特定建設業者の指導)第3項の規定に基づく通報があつた場合に

において、それが労働省の所管する法令の違反に係るものであるときは、その内容を労働大臣又は所轄の都道府県労働基準局長に通報するものとする。

(2) 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、建設業者が建設工事の施行に関し、労働者の使用に関する法令の規定に違反していると認めるとき及びこれらの規定に違反して[]
[]ときは、当該建設業者が許可を受けている建設大臣又は都道府県知事に対し、建設業法の規定に従い適正な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

(3) 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者の下請負人に労働者の使用に関する法令の規定に著しく違反する事実があり、それが当該特定建設業者の下請指導に責任があるためであると認められるときは、当該事実を、当該特定建設業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事に対して通報し、適切な行政措置又は指導を行なうよう求めることができるものとする。

(4) 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、法第41条（建設業者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告）第

2項に規定する賃金不払の事実があると認めるときは、当該特定建設業者が許可を受けている建設大臣又は都道府県知事に、同項に規定する勧告を行なうよう求めることができるものとする。

- (5) なお、現行の賃金不払事業場通報制度（入札資格基準）及び建設業者が[REDACTED]場合の通報制度は、存続するものとする。

2 次に掲げる政令については、労働省との協議の結果に基づき定めるものとする。

- (1) 第28条の「政令で定める使用人」
- (2) 第8条及び第24条の6の「労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの」